

## 「都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しの基本方針（案）」に対する 府民意見等の概要及びそれらに対する大阪府の考え方

「都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しの基本方針（案）」に対する府民意見等を募集した結果、7名の方から20件のご意見が寄せられました。  
(他にパブリックコメントに関係のない意見8件)

寄せられたご意見等の概要、ご意見に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。

### ◆方針（案）についてのご質問

| ご意見等の概要   | 大阪府の考え方   |
|---|---|
| 5.3 m <sup>2</sup> /人の値は大阪市も含んだものか。都市公園法の数値より世界的に見てその規模が適正なのかを検討すべき。  | 5.3 m <sup>2</sup> /人は大阪市も含んでいます。その旨注釈を加えます。世界的に見た場合、少ないと認識していますが、歴史的な成り立ちや位置づけの違いなど一概に比較しづらいため、国内の比較にとどめました。<br>また、本方針の方向性としては、公園のみの数値で比較することより、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開するために、公園以外の私有地も含めたみどり施策を展開していくことが重要としており、公園の一人当たり面積に関わらず見直しを行っていくこととしています。                  |
| セミパブリックの意味を具体的に示されたい。工場緑化や壁面緑化は含まれるのか。また、公共空間でないところへの施策の具体例なども示してほしい。 | セミパブリック空間の意味は、P7 欄外に記載しておりますが、工場緑化、壁面緑化なども含まれます。例えば、私有地の道路接道部を塀などで囲わず道路と一体的な空間として公開するなど、私有地において公益的な利用を図る空間のことを指します。<br>本方針では、様々なセミパブリック空間を積極的に創出するという基本姿勢に立った上で、既存の私有緑地の保全等による代替性等を検討しており、例えば現状凍結的に緑地を保全する特別緑地保全地区や土地所有者との契約により緑地や緑化施設を公開する市民緑地など、その具体例を P39 から P41 に示しております。 |

| ご意見等の概要  | 大阪府の考え方  |
|--|--|
| <p>評価の単位となっているブロックの具体的な地域割りの記述はあるのか。</p>   | <p>ブロックの具体的な地域割については、実際に評価を行う際に区分することとなりますが、P31の記述のとおり、地形地物等により区分することとしています。</p>   |
| <p>府営公園は既に大きな区域が開設されている。機能が本当に不足しているといえるのか。府営公園に追加投資するよりむしろ、市町村公園などの不足している密集市街地の公園整備に振り向けるべきではないか。</p> | <p>今回の見直しの基本方針の策定は、未着手区域の中で真に必要な機能、区域を浮かび上がらせ、投資すべき区域を明確にし、限られた府の財源を有効に活用しようとするものです。</p> <p>また、市町村公園などの不足している公園整備については、今後予定している市町村公園の見直しの中でその方向性を明らかにしていきます。</p> |
| <p>10年ごとに見直しを再検討するという事は正しいと思うが、結局当面は極めて限定的な区域しか見直さないのではないかと懸念される。基本方針策定後の作業で大胆な見直しをされんことを期待する。</p>     | <p>様々な角度からの評価により、将来を見通した上で真に必要な都市計画を明らかにするため今回の方針を策定しました。それにより、必要のないものは廃止、必要があつて代替えが可能なものについては代替えによる廃止、真に必要で代替えが効かないものは存続としており、公園整備が必要なものへの選択と集中を図ろうとしています。</p>  |

◆方針（案）の考え方に対するご意見

| ご意見等の概要  | 大阪府の考え方   |
|--|---|
| <p>都市計画事業の認可を受けている範囲が見直し対象となっていないが、都市計画法第 21 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更する必要性が生じたときは遅滞なく都市計画を変更し、合わせて都市計画法第 63 条前段に規定する都市計画事業の事業計画の変更を行うべきである。事業認可区域について「概ね 20 年～30 年以内に事業完了見込み」とあるが、都市計画事業としてはかなり長期であり、制限をかけ過ぎではないか。</p>  | <p>事業認可区域については、建設事業評価委員会で必要性を精査しており、事業の見直しについてもこの委員会において判断しているため、本方針では対象としておりません。</p> <p>本文の「概ね 20 年～30 年以内に事業完了見込みである」という表現は、誤解を招く恐れがあることから、「事業完了の見通しが立っていることから」に改めます。</p> |
| <p>久宝寺緑地のケーススタディで、未整備区域 9.7ha に対して避難広場 2.3ha 及び後方支援広場 3.0ha が必要ということだが、残り 4.4ha については防火樹林帯の必要面積の整理などさらなる検討が必要であるので、事業認可中の範囲も合わせて積極的に地元協議を行い整備の見直しを進めるべきである。</p>  | <p>事業認可区域については、建設事業評価委員会で必要性を精査しており、事業の見直しについてもこの委員会において判断しているため、本方針では対象としておりません。</p>   |
| <p>大泉緑地周辺は、戦前からの都市計画の縛りにより、他地域のように区画整理による開発もままならず、路線バスも廃止になるなど、より住みにくい地域になっている。また、農地の所有者も高齢になり、後継者不足ということで営農を断念するところも増えている。</p> <p>あくまでも私見ではあるが、この事はこの地域の住民は大泉緑地が都市計画どおりに完成することを前提に我慢してきたのではないか。</p> <p>大泉緑地は立地からみて、他地域の公園より、緊急災害時の後方支援活動拠点、避難場所としての安全性、他地域から避難する際の利便性等の優位性を勘案すると適当な代替地があるとは考え難い。</p> <p>景気の低迷により土地の取引価格も下落しており、都市計画当初の見積もりより安価で遂行できるのではないか。</p> | <p>本見直し方針に基づき、ご指摘の視点も含めて、これから個別の公園の評価を行ってまいります。それにより、時代を経て、将来を見据えてもなお必要性が高いかどうか、代替性の有無、実現性の高さなどを明らかにした上で判断してまいります。</p>  |

| ご意見等の概要   | 大阪府の考え方   |
|---|---|
| <p>大阪の市街地には緑が少ない。公園見直しの議論の前に、先ず公園を整備するための財源をつくるのが重要である。</p>   | <p>ご指摘のとおり大阪の市街地にはまだまだ緑が少ないと認識しています。しかしながら、財源が厳しいことも事実です。このままの状況を放置せず、都市づくりにおいて「みどり」の施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っている現実性のある施策を展開するために、公共の取り組みだけでなく、民有地緑化、既存の緑の保全などを一体的に評価し、見直しを進めていこうと考えております。</p>   |
| <p>公園の管理者が誰であろうと府民には区別がない。大規模公園である府営公園だけでなく市町村の公園も含めて議論すべき。</p>   | <p>平成 23 年 3 月に策定した北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープランにおいては、府営公園に限定しておらず、市町村公園についても見直しを進めていくこととしています。</p> <p>今回の見直しの検討にあたり、大規模公園と市町村公園は機能や規模等が異なることから、評価内容等も異なるため、別々の検討が望ましいと判断し、今回の方針については、府域の骨格となるみどりの拠点である大規模公園（府営公園）を対象としました。</p> <p>市町村公園については、都市計画の権限が市町村であることから、市町村の意向を踏まえつつ府として必要な指導・助言をしております。</p> |
| <p>長期未着手区域のある公園で、一番最近に都市計画をしたのは昭和 51 年となっており、既に 47 年が経過している。事業認可中の区域は 20 年から 30 年で終わる見込みであるので見直し対象としないのであれば、未着手区域はすべてが 60 年以上の未着手になるということであり、紹介している最高裁の裁判官の参考意見「60 年以上の長期の建築制限はおかしい」と趣旨が矛盾するのではないか。</p> | <p>最高裁の補足意見は、建築制限が損失補償を伴うことなく認められるのは、権利者に無保証での制限を受忍させることに合理的な理由があることが前提とされており、合理的な理由を明らかにすることが重要であると考えています。</p> <p>したがって、未着手区域については、都市計画決定当初とは異なる社会経済情勢等の中で改めて必要性を評価し、整備する区域、廃止する区域等の合理的な理由を明らかにしようとしています。</p>  |

| ご意見等の概要   | 大阪府の考え方   |
|---|---|
| <p>必要性の評価の議論がどこまで必要なのか。必要性が高くないから何十年も未着手だったのではないか。必要性や重要性が高いというならば、<b>20年</b>から<b>30年</b>もかかる現在事業中の区域も含めて優先順位の議論もすべき。</p> | <p>未着手区域の未着手理由は、財政的制約や必要性の低下など様々な要因があります。そのため、今回、客観的視点に立った評価をすることにより、それを明確化するための方針を策定しました。</p> <p>また、事業認可区域は、建設事業評価委員会の評価等により必要性を精査し、事業の目途が立っている区域であり、未着手区域より優先度が高く、原則対象外としております。</p> |

◆その他、みどり施策等に関すること

| ご意見等の概要  | 大阪府の考え方   |
|--|---|
| <p>公共施設等が法に定められた緑被率を守っているか、また、企業に分譲した土地の活用状況や山地の緑化回復確認、および量だけでなく管理コストも考慮した緑の質のチェックなど、これまでの施策の厳しいチェックが必要。</p> | <p>当然必要であると認識しています。平成<b>21年12月</b>に策定した「みどりの大阪推進計画」では、市街化区域の緑被率を<b>20%</b>にすることを目標としており、公共施設のみならず民有地の緑化誘導等も積極的に進めています。</p> <p>大阪府自然環境保全条例では、府有施設等の緑化を義務付けているほか、民間施設等においても、<b>1,000㎡</b>以上の敷地において建築物の新築・改築・増築を行う際は緑化を義務付け、チェックしています。また、自然環境に影響を及ぼすような開発等についても、条例に基づき事業者と自然環境の保全と回復に関する協定を締結し、チェックを行っています。</p> <p>また、ご指摘のような質を向上させる取り組みとして、昨年<b>5月</b>に指定した「みどりの風促進区域」内における都市計画誘導を行う箇所については、制度に「緑視率」を導入するなど、高木等によるより実感できる緑をチェックする制度もはじめております。</p> <p>さらに、緑化は植えるだけでなくその育成が大切であり、良好な育成による質のチェックも重要な課題だと認識しています。</p> |

| ご意見等の概要   | 大阪府の考え方  |
|---|--|
| <p>ボランティアの育成や、府営公園だけでなく地域公園などの公共施設の活用など、緑拡大のためのコスト低減と既存施設の利用の検討が必要。</p>   | <p>ボランティアの育成や地域の小さな公園の活用など、これからのみどりづくりは、きめ細やかで多様な取り組みを展開する必要があると認識しております。</p> <p>今回の方向性は、都市づくりにおいて「みどり」の施策を重要視し、「みどり」の充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開しようとしており、ご指摘の内容はまさにこれに通じるものだと考えています。これまでの土地を取得することによる公園整備ではなく、代替手法によりみどりの機能を確保していくためには、土地利用の規制等とともに、府民、NPO 等による良好なみどりの維持管理が非常に重要だと考えています。</p> |
| <p>府民の大きな財産である府営公園については十分に活用されていない有益な資源が多くある。緑地の持つ利用・媒体効果としての癒し・福祉・教育・農林・防災等との関わりをもっと重視し、利用できる緑地をより有効的に活用するソフトの充実が必要。</p> | <p>今回の方針の中では、必要性の評価軸の中に媒体効果を大きく位置づけ、福祉、教育、交流、商業・観光等の視点を盛り込んでおります。また、開設されている区域についても、社会経済情勢の変化やニーズ等に応じて、今後、その役割や機能を見直していく必要があると考えており、ご指摘のような媒体効果や緑地をより有効に活用するソフトの充実の視点についても検討していく必要があると考えております。</p>  |
| <p>大阪府はリサイクル率が全国ワースト1である。リサイクル事業を取り入れた公園の一部施設での府民参加や施設整備などへの取り組みが、今後の必要な方向ではないか。</p>                                      | <p>今回の方針の中で、必要性の評価軸の中に環境の視点を盛り込んでおります。また、府営公園の開設区域では、剪定枝をチップ化し、マルチングに活用するなどリサイクルの取り組みも進めております。未着手区域の評価にあたっては、リサイクルの視点も含め必要性を見極めていきたいと考えております。</p>  |

| ご意見等の概要  | 大阪府の考え方   |
|--|---|
| <p>緑の広がり促進への提言を具体的に欲しい。</p> <p>例えば、校庭や工場敷地、残存農地、境内地、古墳、鉄道路線等を有機的に連携させた緑地計画はできないか。(みどりのネットワークの具体論として)</p> | <p>平成 21 年 12 月に策定した「みどりの大阪推進計画」において、「みどりのネットワーク」の形成により、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現を目指すこととし、そのための4つの実現戦略を掲げております。</p> <p>本見直し方針はその戦略とも整合を図っており、必要性の評価軸の中では、みどりの風促進区域とのつながりや、河川や農地等とのネットワーク性、歩行者系のみどりのネットワーク形成などの視点を盛り込んでいます。</p> |
| <p>緑のトラストや自然保護団体、ボランティア団体との協働についての具体化はされているのか。</p>   | <p>自然保護団体、ボランティア団体との協働については、非常に重要だと考えています。既に府営公園の開設区域では多くのボランティア活動等が行われております。</p> <p>未着手区域を評価する上でも、みどりの効果の一つとして「媒体効果」を挙げています。これは、みどりによる地域力を高める効果で、未着手区域が様々なボランティア活動等の活発化に資するものかどうかとも評価の一つとしています。</p>                      |
| <p>鉄道路線の低木による緑化(モデルは阪急梅田駅出口の緑化)は不可能か。</p>  | <p>鉄道路線の緑化については、「みどりの大阪推進計画」に位置づけており、可能な範囲で関係者と調整してまいります。</p>   |
| <p>空からまちを見ることで、自然(みどり)や歴史・文化を感じることができ、また印象深いものとなる。大阪のみどりを空からの目線で再確認することで、新しい感覚・視点を持って取り組むことができる。</p>     | <p>みどりを感じる取り組みの一つとして空からの目線を取り入れることについて、今後のみどり施策の構築等の参考にさせていただきます。</p>   |